

● 広報なんこく

# 第三子より月三千元

## 「児童手当を一月から支給」

▼児童手当制度とは

国・県・市と事業主が費用を持ち合い、児童を養育する人に児童手当を支給することによって、家庭生活の安定と次代の社会をなう児童の健全育成、資質向上をはかることを目的として設けられたものです。

▼児童手当を受けることができる人は

児童手当は、市内に住所がある人で、次の要件にあてはまっているときに支給されます。

- ① 十八歳未満の児童を三人以上養育しており、そのうち一人以上が当初は五歳未満の児童であること。
- ② その人の前年の収入が一定の額（扶養親族が三人の場合は一七三万円）に満たないこと。

なお、この児童手当は、各種の福祉年金や児童扶養手当などを受けている人でも支給されます。

▼児童手当の額は

児童手当の月額額は、三人以上の児童のうち、出生順にかぞえて三人目以降の児童で当初は五歳未満のもの一人につき三〇〇〇円です。

当初の支給月額例

（ ）の数が三〇〇〇円に  
かける数になります。

児童が八歳、七歳、四歳、三歳の四人の場合

三〇〇〇円×二＝六〇〇〇円  
児童が十六歳、十歳、七歳、四歳の四人の場合  
三〇〇〇円×一＝三〇〇〇円

児童が四歳、三歳、二歳の三人の場合  
三〇〇〇円×一＝三〇〇〇円

▼児童手当を受けるための手続は  
十月一日より認定請求の受け付けを始めていますので、該当すると思われる人は早目に請求の手続きをしてください。

なお、公務員と三公社に勤めている人は勤め先に申し出て下さい。

▼児童手当の支給は  
児童手当は、市長が支給を受ける資格があると認められた人に対して、四十七年の一分分と二分分を三月に支払います。

その後は毎年度六月、十月、二月の三回に分けてそれぞれ前月までの分を支払います。

なお、現在、市で実施している児童手当（第四子以上の児童一人につき月額一〇〇〇円を支給）は新しくこの制度ができましたので、四十七年四月一日より廃止される予定です。現在、南国市児童手当を受けている人も認定請求をしてください。

請求の手続きその他この制度についてくわしいことを知りたい人は市福祉事務所の児童手当を担当する係までおたずねください。

## 成人の感想文と写真募集

作文

新しく成人となられ、来年成人式を迎えられます若い人たちからみた健康で明るい生活やきびしい現実の姿などの写真と成人式を迎えられるかたの意見、所信、希望などの感想文を下記の要領で募集します。

写真

▼入選

最優秀賞（市長賞）一編、優秀賞二編、佳作三編、投稿者全員に記念品

市長賞、写真会賞

出品者全員に記念品  
しめきり  
十二月二十日（月）

▼表彰

作文、写真ともに一月十五日（成人式）、写真は展示  
（成人式）、写真  
送付先  
市広報委員会

▼テーマ

「成人となって」の意見、所信などを主体とした感想文（選挙、人生観、所信など）

▼テーマ

元気な若人、選挙、公害など  
大きさ  
白黒、カラー共に四つ切以上

▼字数

千六百字以内（四百字語の原稿用紙四枚）

▼使用材料

自由

（なお、写真については、テーマにあったものであれば、厳格な年令制限はしません）

11月28日から12月5日まで

あなたも

# 第11回 南国市美術展

作品をどうぞ!!

搬入日・11月24日

市民体育館